

会員に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人 愛媛県視覚障害者協会定款（以下「定款」という）第53条第2項に基づき、公益財団法人 愛媛県視覚障害者協会（以下「本協会」という）の会員について必要な事項を定めるものとする。

（会員種別）

第2条 本協会の会員は次のとおりとする。

- （1）正会員 本協会の目的、事業に賛同する個人で、愛媛県内在住の視覚障がい者及び
晴眼者
- （2）賛助会員 本協会の活動を賛助する個人、法人、及び団体

（入会手続き）

第3条 本協会の会員になるためには、所定の入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

（会費）

第4条 本協会の会費は、毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて次のとおりとする。

- （1）正会員 3,000円
- （2）個人の賛助会員 3,000円
- （3）法人及び団体の賛助会員 1口1万円とし、1口以上

（会費の使途）

第5条 会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（会費の納入方法及び納入期限）

第6条 会費の納入方法は次のとおりとし、納入期限は原則、8月31日までとする。

- （1）個人会員のうち、地域の視覚障害者団体に所属している者は当該視覚障害者協会を通じて事務局に納入する。
- （2）個人会員のうち、地域の視覚障害者団体に所属していない者は個人で事務局に納入する。
- （3）法人及び団体の賛助会員は、毎年度、事務局から振込用紙を郵送する。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) メールマガジン等による情報提供を受けることができる。
- (2) 会員同士の交流の場が得られ、ネットワークづくりに参加できる。
- (3) 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合主催の福祉大会・研修会等に参加団体会員として参加することができる。
- (4) 会員には参加費の割引がある。

(退会)

第8条 会員は退会届を本協会に提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 個人である会員が死亡し、又は団体である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき。
- 2 前項の規定により、理事会が会員を除名しようとするときは、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(改正)

第10条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

附則

この規程は公益財団法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

この規程は令和2年4月27日より施行する。(令和2年4月19日理事会決議)

この規程は令和5年2月26日より施行する。(令和5年2月26日理事会決議)

この規程は令和6年4月1日より施行する。(令和5年7月9日理事会決議)

この規程は令和7年12月7日より施行する。(令和7年12月7日理事会決議)